

「倭国」から「日本国」へ 『日本書紀』編纂一三〇〇年

南 光 弘

一・二〇二〇年は『日本書紀』編纂千三百年にあたる。

『日本書紀』三〇巻の編纂は天武十年（六八一）の「帝紀及上古諸事」の編纂詔勅から、元明天皇の時に、舎人親王（天武天皇の第二皇子）らによって養老四年（七二〇）、約四〇年間費やして完成した。正式名称は『日本紀』。主な編纂者は、川島皇子・忍壁皇子以下十二名に詔して「帝紀」と「上古諸事」を記定させ、中臣連大島と平群臣首に筆録させたといわれている。『古事記』は、序によれば、天武天皇が「諸家伝を集めた帝紀および本辞の誤りを正して後世に伝えよう」（削偽定美）と企画したのが始まりとある。天武天皇の崩御で中断。その後、元明天皇が太安万侶に命じて続行させ、和銅五年（七一三）に元明天皇に献上されたという。『古事記』は公開されることはなく、鎌倉時代に偶然写本が見つかるまでその存在は知られていなかった。

『日本紀』編纂事業は、唐・新羅連合軍による百濟滅亡（六六〇年）、白村江での「倭国」敗戦（六六三年）、「壬申の乱」（六七二年）後一〇年に開始している。

「壬申の乱」は、大海人皇子によって用意周到に計画された「皇位篡奪」を意図した戦いであったと言われている。短期決戦で圧倒的に勝利し、時代を大きく変革した天武天皇とって、国史の編纂『日本紀』、国号「日本」とは、何だったのだろうか。

二・国号「日本」

(一) 国号「日本」は、文武天皇四年（七〇〇）に大宝

令が成立している。「現神御宇（あきつみかみとあめのしたしろしめす）日本天皇」と、公式に定めている。

『日本紀』編纂中に遣唐使粟田真人等を派遣。『続日本紀』には、七〇二年遣唐使に任命された粟田真人等は（大宝元年春正月丁酉条）、この年暴風のため出発できず翌七〇二年になって出発（大宝二年六月乙丑条）。七〇四年に帰国した粟田真人は「初至レ唐時」「日本国使」を名乗ったと報告している。『続日本紀』には、

慶雲元年（七〇四）秋七月一日、正四位下の粟田朝臣真人が、唐から大宰府に帰った。初め唐に着いた時、人がやってきて「何処からの使人か」と尋ねた。そこで「日本国の使者である」と答え、逆に「ここは何州の管内か」と問うと、答えて「ここは大局の楚州塩城県の地である」と答えた。真人が更に尋ねて「以前は大唐であったのに、いま大周という国名にどうして変わったのか」というと、答えて「永淳二年に天皇大帝（唐の高宗）が崩御し、皇太后（高宗の後、武則天）が即位し、称号を聖神皇帝といい、国号を大周（武周）と改めた」と答えた。問答がほぼ終って唐人がわが使者に言うには「しばしば聞いたことだが、海の東に大倭国（やまと）があり、（中略）本当に聞いていた通りである」と。言い終って唐人は去った。

七〇二年までは、「日本」が国号として唐には認識されていなかったことが分かる。

(二) 九〇七年〜九六〇年に編纂されている正史『旧唐

書』では、貞観二十二年（六四八）のことまでを倭国条に記し、長安三年（七〇三）以後のことを日本国条に記している。倭国条では、

倭国は古の倭奴国である。京師（長安）を去ること一万四千里、新羅東南大海の中にある。山の多い島に生活し、領域は歩いて東西五カ月、南北三カ月行という。歴代、中国と通交してきた。（略）

日本国は倭国の別種なり。其の国は日辺に在る故をもつて、日本をもつて名となす。あるいはいふ。

倭国は自ら其の名の雅（みやび）やかざるを悪（にく）み、改めて日本となす。あるいはいふ。日本もと小国、倭国の地を併す。其の人で入朝する者、多く自ら衿大（きょうだい）で、実をもつて対（こた）へず。故に中国これを疑ふ。

この記述によれば、

- ①倭国が国号を悪（にく）み日本国と改号した。
- ②倭国が小国の日本国に併合されたから、「倭」から「日本」に国号が変わった。の二説が読み取れる。
- (三) 後晋の一〇六〇年に成立といわれる『新唐書』（東夷伝日本条）には、

咸亨元年（六七〇）、「日本之小國 為レ倭所レ併故冒二其号二」「遣レ使賀レ平二高麗二。後梢（ややのち）習二夏音一悪二倭名二更号二日本一。使者自言国近二日所レ出、以為レ名」とある。

この記事では、日本は小国。倭の併せる所となす。故に其の号を冒す。と、倭国が小国日本を併合したと読める。『旧唐書』とは全く逆の表記である。

また、『新羅本紀』文武王二〇年二月条に「遣二小錦河内直鯨等二、使二於大唐二」「更号二日本一。使者自言国近二日所レ出、以為レ名」とあり、天智九年紀秋九月の遣使が「日本」を名乗ったのではないかと考えられている。

る。しかし、『新羅本紀』のこの記載は、前掲の『新唐書』東夷伝日本条の引用と、考えられている。

(四) 斉明紀五年(六五九) 秋七月条、「博徳書」に、「天子相見問訊之日本国天皇平安以不」「汝ら倭の客東に帰ること得ざる(拘留)」の記事がある。この記事について、割注は、「日」は「日」(いわく)の誤写としていいる。天子相見問訊之曰(いわく)、「天皇平安以不」と。解釈すべきとある。

(五) 二〇一一年に中国で百濟人祿軍(でいぐん)墓誌(六七八年頃)が見つかった。当時の新聞報道によると、百濟人祿軍は、六六〇年の百濟滅亡時に唐へ投降。白村江の戦い後、唐側の使者として太宰府に來ている。墓誌の碑文(八八七字)は次の通り。

去る頭慶五年(六六〇)、官軍(唐軍)本藩(百濟)を平らげる日」と、あって「于時日本(本)餘曠據

□桑以逋誅 風谷遺疇 負盤桃而阻固

発見した吉林大、王連龍副教授は「白村江の戦いで敗れた日本の生き残りが本国に逃れて、誅伐をさけている」という。さらに、奈良大教授東野浩之氏は、「日本」は、中国から見ると、「日の出る所」東方「新羅を指している」という。「□桑」(扶桑)については、日本の近畿と考える説(彦岐一郎氏など)があるが、東方の神木や東の仮想国とみている。(読売新聞、記事内のコメント)

(六) 天武紀三年(六七四)の条に、「銀(しろがね)初めて当国(このくに)に出でたり、銀の倭国(やまとくに)に有ることは、……」

この記事からみて、「倭国」が使われている。

(七) 七〇二年、遣唐使・粟田真人の随員として唐に渡った山上憶良が、帰国を前にした宴の席で詠んだ歌に、

いざ子どもはやく日本(やまと)へ 大伴の御津

(みつ)の浜松 待ち恋ひぬらむ

『万葉集』卷一六三、『新古今和歌集』卷一〇

(八) 遣唐留学生、開元二十二年(七三四)に亡くなった井真成の墓誌に「国は日本を号す」とある。

以上(一)〜(八)のことから、国号「日本」の対外的な使用の始まりは「咸亨元年(六七〇)の、「遣使賀平二高麗一。」天智九年(六七〇)紀秋九月の遣使派遣後の後稿(ややのち)から、大宝令成立の文武天皇四年(七〇〇)の間と考えられる。

また、『旧唐書』と『新唐書』の内容から「日本国」と「倭国」の関係、国号の変更について、概ね次A、Bのように考えることができるのではないか。

A 倭と日本が同じ国で、その中で、委奴国↓倭国↓大倭国↓日本国へと、委奴国↓日本国という説から、倭から日本に改めた。

B 倭と日本は別の国で、日本と倭とが一つになった

七世紀の倭国内の動きを、『唐書』において、「其の人で入朝する者、多く自ら衿大(きょうだい)で、実をもつて対(こた)へず。故に中国これを疑ふ。」とあり、誰がどのように伝えたかは詳らかでないが、伝え聞いた唐の人たちは、「日本国」と「倭国」の存在と、新・旧の『唐書』では表現内容が全く逆ではあるが、共通していることは、「日本国は倭国の別種なり」という認識と、「日本国」と「倭国」が併合したという捉えである。

七世紀後半の改号を記す『唐書』から考えて国号の変更、対外的な使用、あるいは倭国と日本国との併合につながる動きは「壬申の乱」が考えられる。

「壬申の乱」は、滅亡した百濟からの亡命者が多く居住する近江に遷都した天智天皇の後継者、大友皇子(後に弘文天皇、明治三年、諡号追贈)と吉野に隠棲した大海人皇子との日本古代史上最大の戦いであった。

三、大海人皇子と「壬申の乱」

「壬申の乱」は、天武元年(六七二)五月、近江朝廷が、美濃・尾張の国に命じて山陵造宮のための人夫を徴発し武器を持たせようという情報を朴井(えのい・物部)連雄君が入手し、朴井連雄君が、それを近江朝廷の戦闘準備と判断し、大海人皇子に報告したことから始まる。そして、また或る人は、近江京から倭京にかけて処々に斥候(うかみ)がおかれ、宇治の橋守が吉野に食料を搬入することを阻止していることを伝える。

六月二十二日、大海人皇子は、村国男依ら三臣に美濃に急行し、安八磨評湯沐令(ゆのうながし)、多臣品治(ほむじ)国司らに拳兵し不破道の閉塞を命じる。

そして、白村江以後、倭国に対して従属と新羅との戦いへの協力を求めてきた郭務倞が、唐へ引き上げた約一ヶ月後、大海人皇子は、

六月二十四日、徒歩で元従者二十余人、女孺・めものわら十余人)吉野を發進したのは。大野で日没。隠駅家を焼き払う。そこで、「天皇(すめらみこと)、東国(あずまのくに)に入ります。」と参軍を呼びかけるが応答無し。横河、今の名張川を渡らんとしたとき、「幅十丈余りの黒雲有り、親から式(ちく)とりて……」そして「天下両に分れむ祥(さが)なり。然れども朕遂に天下を得むか」と、大海人皇子は、「天下が二つに分かれるしであるが、最後に勝つ」と自らを占っている。

そして多氏、舟木氏の祭祀が行われていた朝明郡の迹太川の辺にして、「天照大神を望拜(たよせ)にをがみたまふ。」などの記述が続く。その中で、「乱」の経過とともに東国の諸氏族とのつながりが詳細に記されている。

大海人皇子の勢力・経済基盤である湯沐邑は美濃国安八磨評にあった。大海人皇子は不破野上に行宮を設けている。美濃の金生山は赤鉄鉞の鉞脈が露出しており、鉄

の含有量が非常に高く、六十数%という純度であった。鑄造技術に優れていた伊福部連が武器を製造。大海の有事の「湯沐邑」は武器庫であったといえる。

安八磨評には、不破勝氏、春日臣、物部連、服織連などの氏族がおり、額田(額田国造)、壬生、伊福、池田、春日、服織、長友の「郷」があった。また、当時の伊勢湾は物部王国であり、天日槍の後裔で軍兵五百人と共に鈴鹿で合流した伊勢国司、三宅連石床があり、竹氏、秦氏、大中臣氏、荒木氏が勢力を持っていた。そして、尾張には私邸を行宮として提供した尾張大隅、尾張で徴発した二万の兵士を率いる小子部連鉤。そして、春日には海人族阿曇氏の同族、大海氏が勢力を伸ばしていた。「政の要は軍事にあり」武器庫(金生山)を握る天武、尾張氏などの同盟側は騎馬戦を展開し「倭国」に対して圧倒的な勝利を得た。壬申の乱に活躍した人物の多くが東国の美濃出身者、新羅系渡来人そして大海氏の同族であった。

なお、湯沐邑は皇后や皇太子に私的に与えられた土地規模は二千戸。湯沐邑令は、多臣品治、太安万侶の父であった。なお、高市皇子の母は、筑紫宗宗像郡の豪族・胸形徳善の娘、尼子姫。天武天皇の殯(もがり)で最初に誅(しのびごと)をしたのは、大海宿禰荒薄だった。

四、天武朝時代の治世

(一)「現人神」、「浄」くて神聖な天武天皇。

「大津皇」「天皇聚露弘寅」、天皇号木簡が飛鳥池遺跡から出土している。また、天武天皇を詠った歌、一首。

大君は 神にしませば 天雲の 雷の上に
いほりせるかも 柿本人麻呂

大君は 神にしませば 赤駒の腹ばう田居を
都となしつ 大伴御行

そして、『天帝天皇』に擬える天武天皇の諡号は天淳中

原瀛真人(あまのぬなはらおきのまひと)となっている。

(二) 人民支配に必要な不可欠な政策

まずは、「良賤制」、そして「殺生禁断令」「衣服令」「八色の姓」などを成立させている。天武十年(六八二)には、天下大解除を諸国に国造に命じ、「被柱奴婢一口」を出させた。天下大解除は世の中の「穢れ」を奴婢||賤民一身に集めさせ「清浄」な天皇を創りだした。

このような国家祭祀、法制により「貴・賤」「浄・穢」「尊・卑」、小中華思想||華夏(内国)と蛮の居所(夷狄・蝦夷)の二項対立的思想が具体化されていった。

そして、天武天皇の晩年、元号を朱鳥(あかみとり)に定めた元年(六八六)七月二十日に「飛鳥浄御原宮」と、宮号を正式に制定している。

なお、朱鳥は道教における生命の充実を意味しており、「気が枯れる」||「穢」と対極的に捉えられていた。

(三) 天皇制中央集権国家を支える律令制

天武十年(六八一)に浄御原令の編纂(へんさん)が開始される。日本号、天皇号は本令により法典に明記されたとする説が有力である。

太宰府国分松本遺跡から出土した笠志前国嶋評戸籍木簡は六八三~七〇一年に作成されたと考えられ、大宝律令の制定(七〇二)より早い段階で、中央集権国家の要となる戸籍関連の制度が確立されていたことがわかる。

戸籍が六年に一回作成されており、税の徴収より徴兵を目的として編成されていることが読み取れている。

また、浄御原令は、五十戸を二里とする地方制度、班田収授に関する規定などの律令制の骨格を定めている。

地方行政区画について、「大化の改新」の詔では、「郡」となっている。常陸風土記の内容からみれば六五三年頃には「評」制が行われていたと思われる。発掘された荷札木簡の「評」表記は、浄御原令(六八九年)以後に多く、「郡」表記は、「大宝律令」以後にしか表れない。「立

評」については、『日本書紀』では、一切触れていない。地方行政区画、国境策定に関わった人物として『日本書紀』で次のように記述している。

天武十二年(六八三) 春正月、筑紫大宰丹比真人嶋等、三足ある雀を貢(たてまつ)り。十二月、

伊勢王らを遣わして：多臣品治、中臣連大嶋ら……天下に巡行(ありて)て、諸国の境を限分(まか

ふ。天武十三年、伊勢王らを遣わして諸国の堺を定めしむ。続いて天武十四年伊勢王等、亦、東国に向(まか)る。

他に、大嘗祭を初めて執行し、無文銀銭に代わる富本銭の鑄造、占星台の設置と天文暦・具注暦(木簡出土)を採用、六五〇〇kmに及ぶ七道駅路の建設などがある。

なお、天武十年には、「帝紀及上古諸事」の編纂詔が發布され、「国史」編纂に関わり紀元を儀鳳暦によって定めている。『暦で読み解く古代天皇の謎』大平 裕著

斯うして天武天皇は人民、豪族を支配し、土地と経済そして、時間、歴史まで支配しようとしていた。

天武紀十二年条に、

其の天瑞(あまつみづ)は、政(まつりごと)を行ふ理(ことわり)、天道に協(かな)ふときには、応ふと。是に今朕が世に当りて、年毎に重ねて至る。

記事は天瑞、天道に言及しており、王が正しい政治を行はば、天が瑞祥をもたらすに則った。天瑞が年毎に重ねて至るは、天が認めるところと「倭国」を併合・統一した天武天皇の「日本」は中国の天の思想に適合していることを謳っている。

天帝に擬えた天武天皇が、東国「日出る所に近く、もつて名をなす」。「日本」を国号とし、国史編纂を重要視したことは頷くことができる。

また、天武天皇の「日本」は、唐の律令制度を総じて取り入れているが、「科挙」、「宦官」等を取り入れなかつ

たことで、その後の日本が政治的・文化的に自由になり、独自性を発揮することができたことは評価できる。

五、併合・統一王権の象徴「齋宮」の造立

淡路の舟木石上神社、箸墓、長谷寺、三輪山（大神神社）、檜原神社、田原本の多神社、広陵の百済神社、神島の八代神社が並ぶ東西ライン、所謂「太陽の道」・北緯三十四度三十二分と、大海人皇子の本拠、東国の重要なポイント、白山比咩神社（加賀一宮）、美濃席田評、安八磨評、津島神社（素戔嗚命を祀る）をつなぐ南北ライン・東経百三十六度三十七分の交点に麻積氏が祭祀する竹（多気）神社があった。

「太陽の道」は「倭国」が奉賛してきた「日の神」の重要な聖地が並ぶ。南北ラインとの交点、竹神社に大海人皇子が望拝（たよせにをがみたまふ）「天照大神」に奉仕する齋王の齋宮（いつきのみや）を造立している。

このことは、「日本国」に相応しい祭祀の形態として「倭国」の「日の神」崇拝から皇祖神「天照大神」への転換が図られたものと考えることができよう。

天武天皇が制度上の最初の齋王に大来皇女を遣わしているのは、天武二年。泊瀬齋宮、そして齋宮。齋宮は、伊勢の社から約二十キロメートルと離れている。

国の史跡指定となっている齋宮跡は、三重県多気郡明和町にあり、東西二キロメートル、南北七〇〇メートルにわたる一三七ヘクタールがその範囲。

六、『日本紀』編纂と日本号

(一)『日本紀』編纂の方向性

まず、唐との対等関係を築くこと。背景として、白村江の戦い後の対外関係が考えられる。冊封体制、朝貢関係であった倭国（委奴国、倭の五王、邪馬台国の時代など）の清算。別種の「日本国」として唐との対等関係を

築く必要があった。

そのため、「倭（やまと）」の大王家・天皇、畿内中心の史実を基軸に編纂したのではないかと考えられる。

『日本紀』に不記載としたのは、例えば、魏志倭人伝に登場する邪馬台国、卑弥呼、倭の五王。「倭（わ）」北部九州の勢力が関係する史実、九州年号、立評、神護石系山城、都督府の存在等々。

倭の五王とは、中国南朝の宋帝国（劉宋）の正史『宋書』に登場する倭国の五代の王、讚・珍・濟・興・武をいう。

次に、『日本紀』編纂当初のねらいは、天武天皇の正当性を明らかにすることであったと考えられる。

武力によって皇位を篡奪し、「倭国」を併合した新しい国造りを始めたが、このことは中国の「辛酉革命」讖緯思想に基づくものであって、それは止むを得ずに戦ったことをであった。そして、「国」としての支配体制、支配イデオロギーの浸透、徹底を図ることであったと考えられる。

そのために、「国史」編纂を通して諸豪族、氏族が崇敬していた「神」と天孫降臨神話にもとづく「神」との関係を整理、神祇体制の整備を図る必要があった。

最後に、「倭国」「日本国」について表現、表記を工夫することで、北部九州の倭（わ）と、神武以来の大和の倭国（やまと）、大倭を混同、誤読するように導くことを狙った記述になっている。

例えば、

神武紀三二年条の、「饒速日命、天磐船に乗り…因りて目（な）づけて虚空見つ日本（やまと）の国と曰う」

斉明紀五年（六六九）秋七月の条の後、朝（みかど）に冬至の会（多）有り。会の日にも亦觀（まみゆ）朝（まう）ける諸蕃（くにくに）の中に、倭の

客（まらうと）最も優れたり。後に出火（みづなが

れ）の乱に由りて、棄てて復（また）檢（かむが）へられず。十二月三日に、韓智興が倭人（ともびと）西漢大麻呂、枉（ま）げて我が客を讒（よこ）す。

…客の中に伊吉連博徳有りて奏す。因（よりて）即ち罪を免（ゆる）されぬ。…遂に西京に匿（いまし）めて、別処に幽（とら）へ置く。

「倭国最優」とある倭の客と「枉讒我客」の我が客・大和からの遣唐使と並立されている。客の中の伊吉連博徳は、どちらの客か詳らかにされない。

(二)『日本紀』完成まで

持統朝になって国史編纂事業は本格化したと考えられるが、持統五年（六九二）八月条に、

十八の氏、大三輪・雀部（さざきべ）・石上・藤原・石川・巨勢・膳部・春日・上毛野（かみつけ）の・大伴・紀伊・平群・羽田・阿部・佐伯・采女・穂積・安曇に詔して、其の祖等（おやたち）の墓記を上進せしむ。

また、和銅元年（七〇八）正月十一日条に、和銅大赦の記事がある。

天下に大赦す…山沢に亡命し、禁書を挾蔵して、百日まで首せざれば、罪に復すること、初めの如くせよ。

この「墓記上進」と「禁書の挾蔵を許さない」という天皇の命令によって、多くの氏族に伝わる伝承を、すべて宮中へ献上させ、それらを材料にして、新しい歴史を自分の都合の良いように作り替えることを可能にしたと考えられる。

『旧唐書』の中に、中国の書籍を買いあさる遣唐使の逸話が記載されている。

開元（七一二）の初め、また遣使来朝した…略…彼らは得た錫賚（しらい）・下賜品（くだまひん）でこと

ごとく書籍を買い、海路、帰国した。

書籍とは『史記』『漢書』『後漢書』『隋書』『文選』『芸文類聚』『淮南子』などと考えられる。

(三)『日本紀』を奏上

『続日本紀』養老四年(七二〇)の記事に、

是より先、一品舍人親王、勅を奉りて『日本紀』を修む。是にいたりて功成り、紀三〇巻・系図一卷を奏上す

なお、後の『日本書紀』の段階では、「系図一卷」は、何故か無くなっていた。『日本紀』と大きな違いを見せている。『記紀』には、大王・天皇の「姓」が書かれていないが果たして、天皇家には「姓」はなかったのだろうか。

七. まとめ

(一) 統一王朝 天武・持統朝は、諸豪族、氏族が崇敬していた「神」と天孫降臨神話にもとづく倭の「神」との関係を整理し、渡来系氏族(天日槍、阿智使主(あちのおみ)などの子孫など)をも体制内に取り込むことを意図としたのが『記紀』の編纂でもあった。白村江後の新たな統一王朝「日本」の支配体制の基軸にとりして「天照大神」(神鏡)を生み出すことで「氏族連立王朝」から「皇親制王朝」を実現した。

また、華夏(内国)と蛮の居所(夷狄)と二項目対立的な構造を作り出しながら支配の強化を図った。

(二) 律令制の形成とともに、人民支配のため「天照大神」(すめらぎ)―「日本」という考えが必要となり王権の安泰、維持のため、「天照大神」を皇祖神とした伊勢神宮を成立させ、神々天照が「聖」「浄」の存在としてあるために対極に「賤」「穢れ」を創り出した。

また、持統天皇は孫の草壁皇子の子、軽皇子(文武天皇)母は阿倍皇女。皇后は不比等の子、宮子。首皇子を生む)を即位させるために、自らを天照大神に擬える

「高天原神話」を用意した。そして、伊勢神宮・式年遷宮を行い、「天壤無窮」の「神授の神権」として、現在につながる皇位継承を一子相続とした。

なお、持統天皇の諡号は「高天原広野姫天皇」(たかまはらひろののすめらみこと)であり、『日本書紀』は、天武天皇を素戔嗚尊として高天原から下界に追放することを意図するものであったようだ。

また、神代紀において禁書を引用し、天照大神を召喚する祭祀の中心は祝詞奏上した天児屋根命の卓越性を盛り込むことで藤原氏の優越性を示すねらいもあったと考えられる。第二の一書

時に中臣が遠祖天児屋命、則ち以ちて神祝(ほさ)き祝き。是に日神方(まさ)に警戸を開けて出でます。そして、第二の一書の引用

末だ若此言(かくいふこと)の麗美しきはあらず
(二) 日本号の使用と小中華思想―

「天帝天皇」「天照大神」と周辺諸国を「蕃国」視した観念は、百済や高句麗の滅亡という東アジアの激動のなかで、古代貴族がいだいた危機意識、それを背景として「華夷秩序」の世界観に基づき朝鮮諸国を「蕃国」視した観念が具体化してくる。

また、斉明五年(六五九)七月、遣唐使が派遣されている。この遣唐使に使人として加わった伊吉連博徳の書が『日本書紀』に載録されている。その中で、「東北の蝦夷」男女二人を唐の天子太宗に見せている。が、実は、『宋書』倭国伝の上表文に「東の毛人」とあったものが「東北の蝦夷」と記述されている。

蝦夷を化外の民として中華思想に基づく夷狄観そのまま受け入れた結果と言える。

唯、唐に対して、「日本」(中国の国名は「魏」「周」「唐」「隋」など一字)は、「東夷」を受け入れながらも「華夷秩序の周辺の辺境だから」ということで、「冊封体

制」下にあった史実を「作爲的な知らないふり」をした。

大宝令や養老令において、国内では、「大八洲天皇」を使い、「蕃国使に宣する」さいに「日本天皇」の称が使われていた。日本国号は対外的に用いられたものであったことがわかる。

以上、国号「日本」の使用、『日本紀』編纂は、唐に倣った独立した文明国として対唐、対等関係構築のための物証としての役割を担った。日本号は、「倭国」を併合した天武朝より遣新羅使、遣渤海使を通じて主張されていたと考えられるが、七〇一年遣唐使以降、国際的に認知されている。

また、天武天皇が創り出した中央集権的な皇親制王朝の維持を図りながら、日本古代史の画期となった建元「大宝」、「大宝律令」により「日本国」が成立した。

以後、円滑な皇位継承、国内の安定、体制の維持、そして藤原氏の勢力の増大と宮廷支配を最大の目的としたのが、『日本紀』編纂事業の完成であったと言える。

参考文献

『ゼロからの古代史辞典』

ミネルヴァ書房

藤田友治 いき一郎 伊ヶ崎淑彦 編著

『日本書紀』 坂本太郎 他 岩波文庫

『続日本紀』 宇治谷 孟 講談社

『中国正史の古代日本記録』いき一郎 ミネルヴァ書房

『暦で読み解く古代天皇の謎』 大平 裕 P H P 文庫

『壬申の乱』 遠山美都男 中公新書

『飛鳥の木簡』 市 大樹 中公新書

『あしたず』 拙文

九号 「壬申の乱」を解き明かす今一つの視点

十六号 「嶋評戸籍木簡」を読む

十八号 内行花文鏡とアマテラスの誕生

(東大阪文化財を学ぶ会)